

37. 長久手町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情事項	回答
<p>【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。</p>	<p>意見として参考とさせていただきます。</p>
<p>【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。</p> <p>①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。</p> <p>②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。</p> <p>ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。</p> <p>イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p> <p>ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。</p> <p>③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。</p> <p>④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。</p> <p>⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。</p> <p>⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。</p> <p>⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。</p> <p>⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。</p>	<p>① 意見として参考とさせていただきます。</p> <p>②</p> <p>ア 要介護1から5までの方と要介護2の方を障害者控除の対象者としています。</p> <p>イ 広報等により周知し、「障害者控除認定書」を発行しています。</p> <p>ウ 現段階では考えておりません。</p> <p>③ 償還の自動払いを継続します。</p> <p>④ 今後も通知、申請書とも送付し、確認します。</p> <p>⑤ 国の基準どおりとします。</p> <p>⑥ 現在、乳幼児医療制度について現物給付としています。</p> <p>⑦ 2割軽減の適用はありません。減免対象者の把握はできません。</p> <p>⑧ ー</p>
<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。</p> <p>②介護保険料について</p> <p>★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>① 国の3原則を遵守するべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えておりません。</p> <p>②</p> <p>ア 国の3原則を遵守するべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えておりません。</p>

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないください。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回

イ 国の制度により実施します。

③

ア 国の3原則を遵守するべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えておりません。

イ 国の制度により実施します。

ウ 国の制度により実施します。

④ 国の制度により実施します。

⑤

ア 現在、そのような利用者はありませんが、今後も適正な配置に努めます。

イ 国の方針どおり地域包括支援センターが中心となるべきと考えております。

ウ 国の示す地域支援事業交付金の範囲内で委託を実施していきます。

⑥施設の整備については、尾張東部圏域において必要量が定められ、それにより整備します。また、20年度までを目途に「小規模多機能型居宅介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を整備していきます。

⑦

ア 2か月に1回の居宅介護(予防)支援事業者連絡会を実施し、質の向上に努めます。

イ 意見として参考とさせていただきます。

(2)

① 現行の制度で実施します。

② 現在、食の自立支援事業を65歳以上の独居、後期高齢者世帯の方を対象に、年末年始を除いた週5間行っています。ふれかい方式については、食事会への送迎、健康チェック、体操、工作等を加えて予防事業を実施しています。

③ 現段階では考えていません。

④ 国の制度により実施します。

⑤ 65歳以上の町内在住の高齢者で、本人が住民税非課税の方が対象で、補助額は要した費用の3分の2で上限30万円です。

⑥ 一般財源による介護予防事業は充実に努めます。

バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

- ★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。
- ②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

3. 高齢者医療の充実について

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
- ②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。
- ★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

4. 子育て支援について

- ★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。
- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。
- ④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

5. 国保の改善について

- ①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方をもち込まないでください。
- ★②保険料(税)について
 - ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
 - イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
 - ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
 - エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。
- ★③保険料(税)滞納者への対応について
 - ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思

2

- ① 町単独の減免制度は考えておりません。

- ② 町単独の減免制度は考えておりません。

3

- ① 愛知県の基準のとおりとします。

- ② 愛知県の基準のとおりとします。

- ③ 後期高齢者医療制度の基準に基づいて行います。

4

- ① 現在の乳幼児医療を子ども医療として、支給対象の拡大を予定しています。
- ② 産前は来年度実施に向けて検討中です。産後は現段階では考えておりません。
- ③ 国保としては今のところ考えておりません。
- ④ -

5

- ① 法の主旨に従って運用します。

- ② 健全な財政運営を行うためには、給付に見合った保険税収入が必要な為、支出が増えれば税の増額もやむを得ないと考えております。
減免措置については、現行の条例・規則のなかで減免基準表に基づき対応しております。この制度については「国保のしおり」「町ホームページ」等で周知しております。

③

- ア 現段階で資格証明書を発行している世帯はありません。短期保険証の交付については、納税相談や納税指導をするうえで、有効なものと考え

<p>があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。</p> <p>④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。</p> <p>⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。</p> <p>⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。</p> <p>6. 生活保護について</p> <p>①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。</p> <p>7. 障害者施策の充実について</p> <p>①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。</p> <p>②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。</p> <p>③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。</p> <p>★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。</p> <p>⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。</p> <p>⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。</p> <p>⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。</p> <p>8. 健診事業について</p> <p>★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料とってください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。</p> <p>②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。</p> <p>③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。</p> <p>④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。</p>	<p>ております。</p> <p>イ 実態の把握に努めます。</p> <p>ウ 法律により制限せざるをえませんが、やむを得ない事情がある場合には、貸付制度を案内しています。</p> <p>④ 行っていません。</p> <p>⑤ 申請があれば審査して対応する用意があります。</p> <p>⑥ 現段階では考えていません。</p> <p>6</p> <p>① 窓口での対応に努力します。</p> <p>7</p> <p>① 国の基準どおりとします。</p> <p>② 地域生活支援事業における独自の負担軽減策は考えていません。</p> <p>③ 現行どおりとします。</p> <p>④ 現行どおりとします。</p> <p>⑤ 負担をなくすことは考えていません。</p> <p>⑥ 児童デイサービス及び地域生活支援事業による日中一時支援など現行サービスの範囲内で対応します。</p> <p>⑦ 現行制度どおりとします。</p> <p>8</p> <p>① がん検診、歯周疾患検診については、現段階では考えておりません。</p> <p>② 歯周疾患検診については、国の基準どおりで変更は考えておりません。</p> <p>③ 国の基準どおりですが、今年度から昨年受診していない方も対象としております。</p> <p>④ 既に実施しております。</p>
--	--

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。
- ②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状况にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
- ②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
- ⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてく

1

- ① 機会があれば要望していきます。年金滞納者に対する短期保険証の発行については、年金制度の安定的な運営において、国で審議された制度と考えております。
- ② 国に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。
- ③ 国に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。
- ④ 国に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。
- ⑤ 消費税につきましては、消費税法第29条でまた、地方消費税についても地方税法第72条の83におきまして税率が定められております。従って税率の引上げについては国会等の動向によるものと考えておりますが、現在のところ国への意見書・要望書の提出については考えておりません。

2

- ①～⑦ 愛知県に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。

3

- ①～⑤ 愛知県に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。

ださい。